

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

公立大学法人山口県立大学（以下「実施機関」という。）が令和元年（2019年）6月18日付け平成31山県大第154号で行った公文書の部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和元年6月11日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「山口県立大学職員が山口県立大学へ就任された後、現在の山口県立大学におけるその各地位 役職へと就任をされた経緯に関し、その関係する公文書記録 並び、今までの職歴についての開示請求（県立大学に在任され、その期間中の現在に至るまでの期間）」の開示請求（以下「本件請求」）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求の内、「山口県立大学へ就任されて後、現在の山口県立大学におけるその各地位 役職へと就任をされた経緯」に係る公文書として、「山口県立大学学長の学長就任に係るもの」（以下「本件公文書」という。）を特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、令和元年6月18日付けで、本件公文書に係る本件請求について本件処分を、「山口県立大学職員の昇任に関するもの」に係る公文書については存在しないとして、却下の決定を、それぞれ行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和元年6月21日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分について、処分の取消しを求めるといものである。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第4 実施機関の説明要旨

（省略）

第5 審査会の判断

1 本件公文書の内容及び性格

本件公文書は、別紙1に記載のとおり、実施機関における学長選考に係る資料であり、実施機関の職員が職務上作成又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

なお、実施機関は、別紙1①～③については開示とし、④～⑥について、条例第11条第2号に該当することを理由に本件処分を行っていることから、以下、当該文書に係る実施機関の主張する非開示理由の妥当性について検討する。

2 条例第11条第2号について

条例第11条は、実施機関は、第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示しないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲が明確でないので、明白にプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて、個人に関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものであるが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからニまでに規定する「法令等の規定により、何人も公開を請求することができることとされている情報」、「公表することを目的として実施機関が保有している情報」、「法令等の規定による許可、認可、届出等に際して実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」及び「公務員の職又は氏名であって、当該公務員の職務の遂行に係る情報に含まれるもの」については、開示をしないことができる情報から除くこととされている。

3 条例第11条第2号該当性について

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、実施機関が非開示とした部分には、学長の自宅住所が記載されていることを確認した。

当該情報は、個人に関する情報であって、本件公文書が学長に関する情報であることから、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、条例第11条第2号本文に該当する。また、実施機関によれば自宅住所のうち、非開示とした部分は公にされておらず、私的側面を有する個人情報であることから、公務員等の職務の遂行に係る情報ということとはできない。

したがって、当該情報は、条例第11条第2号に規定する個人情報に該当し、同号イからニまでに該当しないことから、非開示が妥当である。

4 その他

なお、審査請求人は、実施機関の対応等について、審査請求書及び意見書で種々述べているが、審査会は、条例に基づく実施機関の決定について判断すべきものと考えており、その判断に直接関係しない主張の適否については、判断するところではない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等
別紙2のとおり

別紙 1

◆本件公文書

【開示した文書】

- ①公立大学法人山口県立大学定款
- ②山口県立大学学長選考会議規則
- ③山口県立大学学長の選考等に関する規則
- ④山口県立大学学長選考に係る学内意向聴取規程
- ⑤平成 29 年度第 1 回山口県立大学学長選考会議資料
- ⑥平成 29 年 11 月 28 日付け平 29 山県大第 464 号
山口県立大学学長選考会議議長あて「学長の選考について（通知）」
- ⑦平成 29 年 11 月 28 日付け平 29 山県大第 465 号
公立大学法人山口県立大学経営審議会議長あて「学長候補者の推薦について」
- ⑧平成 29 年 11 月 28 日付け平 29 山県大第 466 号
公立大学法人山口県立大学教育研究評議会議長あて「学長候補者の推薦について」
- ⑨平成 29 年 11 月 28 日付け平 29 山県大第 467 号
関係教職員各位あて「学長候補者の選考について」
- ⑩平成 29 年第 1 回学長選考会議審議要旨（案）
- ⑪平成 29 年 11 月 28 日付け平 29 山県大第 468 号
国際文化部長あて「学内意向聴取員会委員の選出について（依頼）」ほか 8 件
- ⑫平成 29 年 12 月 4 日付け
山口県立大学学長選考会議議長あて「学内意向聴取委員会委員の選出について（回答）」ほか 4 件
- ⑬別記様式第 4 号
被推薦者名簿
- ⑭平成 29 年 12 月 25 日付け平 29 山県大第 531 号
学内意向聴取委員会委員長あて「学長候補者に係る学内意向聴取の実施について」
- ⑮平成 29 年 12 月 11 日付け平 29 山県大第 496 号
学内意向聴取委員会委員あて「平成 29 年度学内意向聴取委員会の開催について」
- ⑯平成 29 年度第 1 回学内意向聴取委員会資料
- ⑰別記様式第 1 号 学内意向投票の公示
- ⑱平成 29 年 12 月 27 日付け平 29 山県大第 537 号
職員各位「学長選考に係る学内意向投票の公示及び学内意向聴取の方法等について（通知）」
- ⑲平成 29 年 12 月 27 日付け平 29 山県大第 538 号
山口県立大学学長選考会議議長あて「学長選考に係る学内意向投票の公示及び学内意向聴取の方法等について（通知）」
- ⑳平成 30 年 1 月 10 日付け平 29 山県大第 549 号
山口県立大学学長選考会議議長あて「学内意向聴取の結果について（報告）」
- ㉑平成 30 年 1 月 17 日付け平 29 山県大第 562 号

公益大学法人山口県立大学理事長あて「学長とすべき者の選考について」

②平成30年1月17日付け配布資料

③平成30年1月17日付け次期学長選考結果等に係る記者会見配布資料

【条例第11条第2号該当とした文書】

④平成29年12月21日付け平29山県大第528号

山口県立大学学長選考会議議長あて「学長候補者の推薦について」

・学長候補者推薦書

⑤平成29年12月21日付け平29山県大第529号

山口県立大学学長選考会議議長あて「学長候補者の推薦について」

・学長候補者推薦書

・別記様式第3号 学長候補者推薦書

⑥平成29年度第2回山口県立大学学長選考会議資料

・学長候補者推薦書（2通）

・同意書（2通）

・別記様式第3号 学長候補者推薦書

別紙2

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和元年9月4日	実施機関から諮問を受けた。
令和2年9月17日	事案の審議を行った。
令和2年12月21日	事案の審議を行った。
令和3年2月9日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	
石 原 詠美子	弁護士	
沖 本 浩	弁護士	会長
高 松 恵 子	司法書士	会長職務代理者
水 谷 芳 昭	公認会計士	

(令和3年2月9日現在)